



7月は「差別をなくす強調月間」 差別をなくす強調月間とは

皆さんは「差別をなくす強調月間」をご存じですか？

当初は、1969(昭和44)年「同和対策事業特別措置法」が公布された7月10日前後1週間を『差別をなくす強調週間』として定め、1972(昭和47)年からスタートしました。その後、1981(昭和56)年7月から『差別をなくす強調月間』として改定し、より積極的に差別をなくす取組を続け、現在に至っています。

県内市町村では、人権に関する市民集会や街頭啓発、パネル展や人権啓発ポスター・標語展などの啓発行事が予定されています。

私たちは、コロナ禍を経て、自らに原因がない感染症においても差別が身近なところで起こり、未知のものや目に見えない物に対して偏見を持ちやすいことを学びました。ほかの人権問題についても同様ではないでしょうか。知らず知らずのうちに持つってしまう偏見や差別意識にどう向き合っていくのかを、ひとりひとりが常に考えておかなければなりません。



犯罪被害者等の支援について

天理市犯罪被害者等支援条例を2017（平成29）年4月1日に施行し、9年が経過しました。この条例は、犯罪被害や交通事故に遭われた方やそのご家族が、心身ともに回復するための支援を取り決めたものです。具体的には以下の項目があります。

- 相談体制の充実
- 遺族見舞金・傷害見舞金の給付※
- 貸付金制度※
- 居住の安定※
- 広報及び啓発
- 民間支援団体への支援 など ※いくつかの条件があります。

詳しくは天理市人権センターまで

お問い合わせ先 TEL 65-0130

mail jinnkenn@city.tenri.lg.jp

このように、犯罪被害者等への支援を行うための施策を講じる動きは広まりつつあり、条例においては県内すべての市町村で制定され、支援を受けることができるようになりました。

私たちは、日常生活のなかで恐ろしい犯罪に遭遇してしまうかもしれません。犯罪行為を受けた本人も家族も、予想だにできなかった事態に向き合うことになり、突然、当事者になってしまいます。



その際たる例が交通事故でしょう。一瞬で「これまでの日常」を奪っていきます。そして、犯罪の被害者やその家族は、不意に奪われた未来と、理不尽に大きく変えられた人生に向き合わなければなりません。

犯罪等に遭わないことが一番ですが、いつ誰がどのような犯罪に遭ってしまうかは誰にも予測ができません。そのためにも犯罪被害者支援が行われていることを知っておくことが大切です。